**平成２５年（フ）第３０６号**
相模原市中央区田名4142番地１　サニーホームズ黄金山107
債務者　鈴木　裕介
１　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２５年（フ）第３４２号**
相模原市南区下溝1103番地
債務者　柳川　早苗
１　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２５年（フ）第３５５号**
相模原市中央区田名7400番地１　ロイヤルステージ相模原番田304号
債務者　杉原　直美（旧姓東海林）
１　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２５年（フ）第６０号**
新潟県燕市又新1926番地２　ピュアＡ205号、前住所新潟市西蒲区上小吉1753番地１
債務者　佐藤トモ子
１　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
新潟地方裁判所三条支部

**平成２５年（フ）第６４号**
三重県度会郡大紀町錦455番地11
債務者　谷口　大輔
１　決定年月日時　平成25年10月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
津地方裁判所松阪支部

**平成２５年（フ）第８１号**
茨城県土浦市田中３丁目１番14―201号
債務者　小林　哲也
１　決定年月日時　平成25年10月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２５年（フ）第８２号**
新潟県村上市岩船上町３番４号
債務者　大越　孝雄
１　決定年月日時　平成25年10月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２５年（フ）第８３号**
新潟県村上市岩船上町３番４号
債務者　大越　和枝
１　決定年月日時　平成25年10月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２５年（フ）第８３号**
新潟県上越市吉川区長峰100番地91　ヴィラ・ベルデベルＡ棟202号
債務者　諏訪部文之
１　決定年月日時　平成25年10月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

**平成２５年（フ）第８４号**
新潟県上越市三和区北代1055番地１
債務者　南雲　秀春
１　決定年月日時　平成25年10月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

**平成２５年（フ）第１８６１号**
名古屋市千種区新栄３丁目20番15号　千種荘307号
債務者　早瀬紗弥香
１　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第２０６号**
長崎県長崎市西山本町３番３号
債務者　築島　和子
１　決定年月日時　平成25年10月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第１３９号**
長崎県諫早市小船越町930番地17　サンモールヒルズ101号、前住所長崎市小峰町４番２―401号
債務者　森　　章子
１　決定年月日時　平成25年10月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２５年（フ）第２５号**
鹿児島県南九州市頴娃町郡9201番地　ふもと上手団地11号
債務者　本多　秋美
１　決定年月日時　平成25年10月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

**平成２５年（フ）第２７０号**
北海道旭川市忠和６条７丁目６番21号　アルカフエ201
債務者　福井　智子（旧姓岡）
１　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第７２８号**
東京都昭島市田中町１丁目34番29号コーポかおり荘
債務者　小田　静子
１　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第８１９号**
東京都狛江市和泉本町１丁目34番12号
債務者　植草　辰義
１　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部